無人航空機に係る許可承認の内容　令和2年度 【地方航空局担当関係】（令和元年度の文書番号のもの）

132条	1A：進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域 又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
	1B：地表又は水面から150m以上の高さの空域
	2：人又は家屋の密集している地域の上空
132条の2	1：夜間飛行
	2：目視外飛行
	3：人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行
	4：催し場所上空の飛行
	5：危険物の輸送
	6：物件投下

No.	申請者	申請条項									飛行の日時		飛行の経路	機体の名称	許可承認書の番号（文書番号）			許可・承認日
		132条			132条の2													
		1A	1B	2	1	2	3	4	5	6	自	至			東空運	東空検	（空港事務所発出番号）	
○地方航空局																		
1												発行した許可書なし						